

## 学校において予防すべき感染症と出席停止の基準

学校感染症と出席停止期間		
	感染症	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウィルスによるものに限る) 中東呼吸器症候群(MERSコロナウィルスによるものに限る) 特定鳥インフルエンザ(インフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いもの(H5N1等)によるものに限る)	治癒するまで  ※左記以外に「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなす
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風しん(3日ばしか) 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜炎(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児は3日)を経過するまで  特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで  解熱後3日を経過するまで  耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで  発しんが消失するまで  全ての発しんが痂皮化(かさぶた)になるまで  主要症状が消退後2日を経過するまで  症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等) 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎(アポロ病) ※その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

なお、この第1種の学校感染症および第2種の学校感染症については、以下の場合も、出席停止とすることができますとされています。

- ①第1種若しくは第2種の学校感染症患者のある家に居住する者またはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況により必要と認めるとき、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
- ②第1種または第2種の学校感染症が発生した地域から通学するもの者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ③第1種または第2種の学校感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

### ※その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学園長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、判断する必要があります。以下に、条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例を挙げます。

- 溶連菌感染症
- ウィルス性肝炎
- 手足口病
- 伝染性紅斑(りんご病)
- ヘルパンギーナ
- マイコプラズマ感染症
- 流行性嘔吐下痢症
- 感染性胃腸炎(ノロウィルス・ロタウィルスなど)